

令和元年11月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案等

かずさ水道広域連合企業団

議案第1号

かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月26日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例
かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第14号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い(第4条—第12条)

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等(第13条—第43条)

第3節 審査請求等(第44条—第47条)

第4節 他の制度との調整等(第48条・第49条)

第3章 雑則(第50条・第51条)」を

「第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い(第4条—第12条)

第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止等(第13条—第43条)

第3節 審査請求等(第44条—第47条)

第4節 他の制度との調整等(第48条・第49条)

第3章 雑則(第50条・第51条)

第4章 罰則(第52条—第55条)」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 罰則

第52条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物のうち、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、

又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第 2 号

かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 11 月 26 日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡 辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 31 年かずさ水道広域連合企業団条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

（罰則）

第 31 条 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者は、20 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

議案第3号

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月26日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成31年かずさ水道広
域連合企業団条例第29号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第4号

平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算の認定について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度君津広
域水道企業団水道用水供給事業決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年11月26日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

決算書、意見書及び付属資料は、別冊のとおり

報告第1号

平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算に基づく資金不足比率について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定によ
り、平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算に基づく資金不足比率について、監査委
員の意見を付けて報告する。

令和元年11月26日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

会計の名称	資金不足比率
水道用水供給事業会計	-% (資金不足比率なし)

意見書は、別冊のとおり

